

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	東京瓦斯株式会社
【英訳名】	TOKYO GAS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 笹山 晋一
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役員 南
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目5番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長笹山晋一、常務執行役員南 は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

全社的な内部統制の評価範囲は、金額的及び事業の現状や将来のリスク、財務報告への影響などの質的影響の重要性がある会社を選定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結ベースにおける売上高及び税金等調整前当期純利益の大部分を占め、当社グループへの影響が大きい1事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、定款に係る企業の活動から生まれた収入である「売上高」、売上の対価として将来的に現金を受け取る権利である「売掛金」、金額規模が大きく、かつ市場のボラティリティによる変動額が大きい「棚卸資産」を「重要な勘定科目」の評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、当社の中核事業がエネルギー事業であること、及び総資産におけるガス事業に関する有形固定資産の残高が占める割合が大きいことを勘案し、ガス事業に関する重要な有形固定資産に至る主要な業務プロセスを追加して評価した。また、重要な虚偽記載のリスクがあり、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（減損損失、有価証券評価に係る業務プロセス等）やリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス（デリバティブ取引に係る業務プロセス）を、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。